

北区リハネット講演会および会員総会次第

東十条ふれあい館 第1ホール A

I 部 19時～20時30分

講演会

講 師： 中島恵子氏

帝京平成大学大学院 臨床心理研究科 教授

テーマ：「高次脳機能障害の認知リハビリテーション」

II 部 20時 30 分～20 時 50分

総会

報告事項

1. 会長挨拶
2. 会員数の報告
3. 組織の説明
4. 各委員会より平成 27 年度活動報告と平成 28 年度活動計画
 - ① シーティング委員会
 - ② 在宅リハビリ委員会
 - ③ ST 委員会
 - ④ 介護予防委員会
 - ⑤ 社会参加支援委員会
5. 北区役所と関連している業務について
6. 平成27年度会計報告
7. 会員登録の進め方について
8. 理事紹介

北区リハビリネットワーク会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、北区リハビリネットワーク(以下「リハネット」という)という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を北区に置く。事務局長の所属する病院に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦をはかるとともに会員の学術、技術の向上に努め、もって地域のリハビリテーションの発展に貢献し、医療・保健・福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 リハネットは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一. 会員の時代に即した学術・技術の向上に関する事業
- 二. 地域リハビリテーションの発展に貢献するための事業
- 三. NPO やボランティアなどと協同してネットワーク作りに貢献する事業

第3章 会員

第5条 会員は次のとおりとする

(種別)

- 一. 会員 北区在勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会届けを会長に提出しなければならない。会長は理事会の承認を得て、入会を認めることができる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。

(資格の消失)

第8条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- 一. 退会したとき。
- 二. 死亡し、又は失跡宣告を受けたとき。
- 三. 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、会費を2年以上滞納した会員は理事会において退会した者とみなす。

(会費の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第11条 リハネットに次の役員をおく。

1. 会員が5名以上の施設からは極力理事を選出する。
2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長とすることができる。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、前任理事からの推薦で選任し、会長、副会長、事務局長は理事の互選とする。

2. 会長、副会長、事務局長は相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行う。

(役員解任)

第14条 理事会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

第5章 会議

(種別)

第16条 会の会議は、理事会とする。理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、リハネットの運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第19条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第20条 理事会は会長が招集する

(議長)

第21条 理事会の議長は、出席したものが交代でこれにあたる。なお、議案については、各委員より事前に事務局へ提出する。

(定足数)

第22条 理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

2. 前項において可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第24条 出席したものが交代で、次の事項を記載した議事録を作成し、事務局へ報告する。

- 一.日時及び場所
- 二.出席者数及び出席者氏名
- 三.審議事項及び議決事項
- 四.議事の経過の概要及びその結果

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第 25 条 リハネットの財産は、次のとおりとする。

- 一. 会費
- 二. 事業に伴う収入
- 三. その他の収入

(財産の管理)

第 26 条 リハネットの財産は、事務局長が管理し、その管理方法は各委員会の代表が随時、理事会への報告し、議決を経て定める。

(事業計画及び予算)

第 27 条 リハネットの事業計画及び予算に関する書類は、各委員会で作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第 28 条 リハネットの事業報告及び決算は、会計年度毎に事務局長が事業報告書、収支計算書、及び財産目録を作成し、監事の監査を経たのち、会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第 29 条 リハネットの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第7章 会則の変更

第 30 条 この会則は、理事会において3分の2以上の議決を経なければ変更することはできない。

第8章 事務局

(事務局)

第 31 条 リハネットの事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には事務局長をおく。
3. 事務局長は、理事をもってあてることができる。

(備え付け帳簿及び書類)

第 32 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一. 会則
- 二. 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 三. 会則に定める機関の議事に関する書類
- 四. 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 五. その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑則

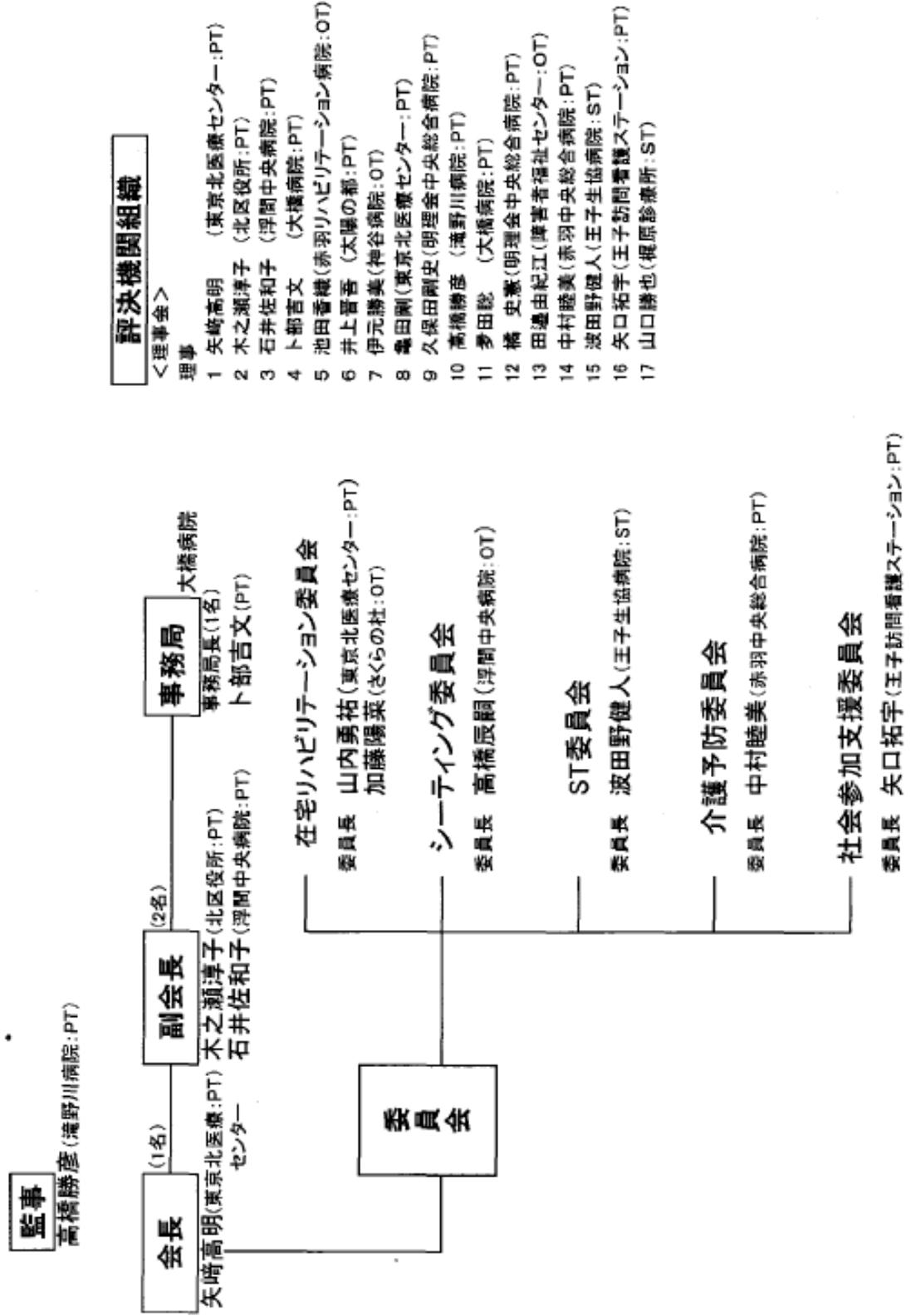
第 33 条 この会則の施行に就いて必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(付則)

1. この会則は、会の設立の日から施行する。
2. この会則は、平成 21 年 1 月 1 日から実施する。
3. この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
4. この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
5. この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
6. この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

北区リハビリネットワーク 組織図

平成28年6月1日(現在)



評決機関組織

- <理事会>
理事
- 1 矢崎高明 (東京北医療センター:PT)
 - 2 木之瀬淳子 (北区役所:PT)
 - 3 石井佐和子 (浮間中央病院:PT)
 - 4 卜部吉文 (大橋病院:PT)
 - 5 池田香織(赤羽リハビリテーション病院:OT)
 - 6 井上晋吾 (太陽の都:PT)
 - 7 伊元勝美(神谷病院:OT)
 - 8 轟田剛(東京北医療センター:PT)
 - 9 久保田剛史(明理会中央総合病院:PT)
 - 10 高橋勝彦 (滝野川病院:PT)
 - 11 夢田聡 (大橋病院:PT)
 - 12 橋 史憲(明理会中央総合病院:PT)
 - 13 田邊由紀江(障害者福祉センター:OT)
 - 14 中村睦美(赤羽中央総合病院:PT)
 - 15 波田野健人(王子生協病院:ST)
 - 16 矢口拓宇(王子訪問看護ステーション:PT)
 - 17 山口謙也(梶原診療所:ST)

平成 27 年度事業報告・平成 28 年度事業予定

北区リハネット 在宅リハビリテーション委員会

目的

主に在宅リハビリテーション（訪問リハビリ、住宅改修、福祉用具など）に関連する事項に対し、会員相互の学術・技術の向上、地域リハビリテーションの発展に貢献することを目的とする。

事業

研修会の開催
 年 4 回の研修会の開催を行う
 各施設で当番制とし、研修会を行う

平成 27 年度

月	内容	担当・講師	タイトル	参加者	リハ以外
4/21	研修会	大橋病院 PT 卜部吉文 氏	困難事例から学ぶ訪問リハビリ	60 名	/2 名
7/24	研修会	滝野川病院 滝野川西高齢者あんしんセンター 社会福祉士 鈴木聡 氏	地域包括ケアシステムにおけるリハ職の役割 とは？地域社会で活躍するリハ職	55 名	/5 名
10/7	講演会	委員全体 東京都健康長寿医療センター研 究所 研究部長 藤原佳典 氏	高齢者のシームレスな社会参加を支援する ～リハビリ専門職への展望～	53 名	/1 名
1/21	研修会	王子生協病院 十条訪看 PT 田崎努 氏	進行性疾患の方との在宅での関わりに悩んだ こと : 症例検討会	40 名	/5 名

平成 28 年度（予定）

月	内容	担当・講師	タイトル	参加者	リハ以外
4/27	研修会	赤羽リハ病院・飛鳥晴山苑 訪問看護 ST ST 古賀昭貴 氏	症例検討会:	名	/名
7 月	研修会	東京北・さくらの杜			
10 月	研修会	大橋病院・滝野川			
1 月	研修会	王子生協・十条			

在宅リハビリテーション委員会では、リハ職種だけでなく、看護師、ケアマネジャー、介護士、ソーシャルワーカーなど多職種で学び合い、交流することを大切にしていこう。

北区リハネット 在宅リハビリテーション委員会 委員長
 十条訪問看護ステーション
 理学療法士 内田歩

北区リハネット シーティング委員会

【平成 27 年度報告書】

- 第1回 日時:平成 27 年 6 月 2 日(火)19:00~20:30
場所:東十条ふれあい館 3階
テーマ:「車椅子シーティングと走行性を考える」
【講師】:NPO 日本シーティング・コンサルト協会 理事長 木ノ瀬 隆 先生
- 第2回 日時:平成 27 年 7 月 22 日(火)19:00~20:30
場所:東十条ふれあい館
テーマ 事例 1:簡易電動アシスト車椅子で屋外走行可能になった高齢女性
うきま幸朋苑 PT 持吉孝郎
事例 2:簡易電動アシスト車椅子の適合で走行性・活動性が向上したケース
(老健での取り組み) 王子訪問看護ステーション PT 矢口拓宇
実習:車椅子シーティング・走行性実習
NPO 日本シーティング・コンサルト協会 理事長 木ノ瀬 隆 先生
- 第3回 日時:平成 27 年 9 月 1 日(火)18:30~21:00
場所:ほくとぴあ 飛鳥ホール
テーマ:介護負担軽減の車椅子自立走行
講義:自立支援のシーティング技術
講師:NPO 日本シーティング・コンサルト協会 理事長 木ノ瀬 隆 先生
実習:車椅子シーティング・走行性実習
- 第4回 日時:2015 年 11 月 10 日(火) 19:00~20:30
場所:東十条ふれあい館 第1ホールA
テーマ:シーティングQ&A
【講義&事例】
1.シーティングに必要な解剖学・運動学 浮間中央病院 OT 高橋辰嗣
2.片麻痺のシーティング~事例を通して~老健さくらの杜 OT 春日井大地
3.シーティングの展開と社会資源と他職種連携
王子訪問看護ステーション PT 矢口拓宇
- 第5回 日時:2016 年 2 月 9 日(火)19:00~20:30
場所:東十条ふれあい館 第一ホール A
テーマ:事例検討
事例 1 高齢者施設における電動アシスト付車椅子の試用事例
~特養における自力駆動の有効性~ 特別養護老人ホームアンミッコ OT 美谷島直行
事例 2 脊髄損傷のリハ訓練にあわせた簡易電動車椅子の評価(屋外走行を含む)
浮間中央病院 OT 高橋辰嗣
紹介 椅子のシーティング
NPO 日本シーティング・コンサルト協会 理事長 木ノ瀬 隆 先生

北区リハネットシーティング委員会からのお知らせ

今年度のテーマは、、、

シーティング・オムニバス

～北区リハネット・シーティング勉強会ザ・ベスト5～

今年度のテーマは「シーティング・オムニバス」です。例年では年間テーマを持ち行ってきましたが、北区リハネット・シーティング委員会発足 8 年、これまでにないテーマも加え、集大成となるような勉強会が行われていきます。

● 年間予定 ● 7 月以降の日程、場所、内容については変更になる場合があります。

2016 年 5 月 17 日(火) 19:00～20:30	【実習】： 休息用椅子のシーティング体験 ノルウェーの椅子、ティルト・リクの椅子、など実際に体験 講義： シーティング・マイスターの椅子 60 分： シーティング研究所代表 OT 木之瀬 隆 先生 場所： 東十条ふれあい館 第一ホール A 企画担当： 高橋 矢口
7 月 5 日 19:00～20:30	「特別養護老人施設における移乗介助改善の取り組み」 ～リフト活用のための他職種連携の実践～ (30 分) 介護老人福祉施設うきま幸朋苑 PT 持吉 先生 事例②「トランスファボードを用いた移乗介助の実践」 王子生協病院 PT 有坂 先生 場所： 東十条ふれあい館 第1ホール A
9 月 19:00～20:30	【実習】褥瘡とシーティング 企画担当： 春日井 伊藤
11 月 19:00～20:30	【講義】摂食嚥下とシーティング 企画担当： 会田 美谷島
2017 年 2 月 19:00～20:30	【事例検討会】他職種連携とシーティング 企画担当： 東 井出

※各回の案内は別途配布いたします

<北区リハネットシーティング委員>

【委員長】 浮間中央病院 OT 高橋 **【副委員長】** うきま幸朋苑 PT 持吉

【運営委員】

王子生協病院 PT 有坂、大橋病院 OT 井出、

滝野川病院、老健さくらの杜 OT 春日井、老健はくちょう PT 東

赤羽リハビリテーション病院 PT 会田 王子訪問看護ステーション PT 矢口

【シーティングコンサルタント】

NPO 法人日本シーティングコンサルタント協会 理事長 木之瀬 隆 先生

特養アンミッコ OT 美谷島、老健相模原ロイヤルケアセンター OT 伊藤

北区リハネット ST 委員会

【平成 27 年度報告書】

文責:王子生協病院 波田野

I.年間活動

日付	場所	内容
2015 年 6 月 5 日	東京北医療センター	症例検討会 各院所状況確認 研修会打ち合わせ
9 月 14 日	東十条ふれあい館	「明日から活かせる！摂食嚥下ケアのコツ」講師:古賀 ST(東京北)

II.研修会について

参加人数:21 名

職種 理学療法士 1 名 作業療法士 1 名 言語聴覚士 15 名、看護師 2 名 介護支援専門員 1 名 保健師 1 名

経験年数 1～3 年目:9 名 4～6 年目:4 名 7～9 年目:3 名 10 年以上:5 名

所属

急性期病院 3 名 回復期病院 11 名 療養型病院 5 名 訪問看護ステーション 2 名 居宅介護支援事業所 1 名

【平成 28 年度報告書】

活動方針:

- ①ST としての専門性を高められる活動。
- ②北区の医療・介護・福祉施設で共有できる言語を持ち、安定した言語・高次脳・嚥下リハビリの提供ができるような下地をつくる活動。

活動内容:

- ①3 ヶ月に 1 度の症例相談、制度についての学習、勉強会、研修会準備など
- ②年に 1～2 度の会員・外部向け研修会の企画・運営

2016 年度事業計画・方針

日程	担当	内容
6 月頃	王子生協病院	会議(2016 年度研修等計画)
9 月頃	赤羽リハビリテーション病院	症例報告会
12 月頃	東京北医療センター	外部向け研修
3 月頃	梶原診療所	2016 年度振り返り・2017 年度計画立て

【まとめ】

昨年度、当委員会より皆様に向けた研修会を 9 月に 1 度開催させて頂きました。

当初の予定では、年に数回に渡り研修会の開催や委員会の中での学習会等を行う予定となっておりましたが、人数が集まらず開催できないこともありました。その為、昨年度の計画案と異なる点があり、皆様にご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありませんでした。今年度も北区リハネットの ST 会として皆様のお力になれるように研修等の計画を立てていきたいと考えています。

今後とも北区 ST 委員会をよろしくお願い致します。

北区 ST 委員会 一同

介護予防委員会

目的

北区における介護予防に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するにあたり、リハビリテーション専門職の関与を提案、参画していくことを目的とする。また、会員の地域支援事業の知識と理解の向上、事業の発展に貢献することを目的とする。

平成 27 年度 活動報告

<会議>

- 6/25 第1回地域リハビリテーション活動支援事業連絡会 北区役所
- 8/27 第2回地域リハビリテーション活動支援事業連絡会 岸町ふれあい館
- 9/14 地域リハ職意見交換会(第0回介護予防委員会)
- 9/16 第3回地域リハビリテーション活動支援事業連絡会 北区役所
- 11/18 第1回介護予防委員会 東十条ふれあい館
- 12/7 講演会～ご当地体操がどんどん広がる津山市から学ぶ～
支援者向け懇談会「住民主体のグループ支援のコツ」
- 1/6 第4回地域リハビリテーション活動支援事業連絡会 北とぴあ
- 1/19 第2回介護予防委員会 東十条ふれあい館
- 2/18 第5回地域リハビリテーション活動支援事業連絡会 北区役所
- 3/23 第3回介護予防委員会(予定) 東十条ふれあい館

<技術支援>

- 前期(5月～7月)おたっしや教室への参加
- 後期(12月～3月)おたっしや教室への参加
- サロンでの講師・運動指導
- ケアマネサロンでの講師
- 地域ケア会議への参加

平成 28 年度の活動予定

- 介護予防委員会(2か月に1回程度開催)
- 行政との連携、情報交換(地域リハビリテーション活動支援事業連絡会)
- 地域における介護予防の取組を強化し、地域づくりや通いの場を地域の中で展開するための以下のような事業に対する指導・助言など
 - (1) 自主グループ活動への支援・評価・指導など
 - (2) 高齢者あんしんセンターと連携し、地域ケア会議への参加、サロンでの運動指導、同行訪問など
 - (3) 多職種連携会議、介護予防、事業者連絡会などの会議における専門的な指導・助言など
- 地域リハビリテーション支援活動の普及
研修会の開催(6月9日)開催

委員メンバー(平成 28 年度)

亀田剛(東京北医療)、中村睦美(赤羽中央)、多田聡(大橋)、卜部吉文(大橋)、田崎努(王子生協)、東毅(老健はくちょう)、佐野栄仁、長谷川賢(梶原診療所)、浅利洋平(博栄会訪問看護 ST)、粕田千乃(滝野川)、金子恵(さくらの杜)、山口恵美(老健はくちょう)

(報告者)博栄会 赤羽中央総合病院 理学療法士 中村睦美

社会参加支援委員会

平成 27 年度第 1 回北区リハネット社会参加支援委員会

日時：平成 27 年 11 月 4 日（水）19:00～20:30

場所：東十条ふれあい館 4 階 第 2 ホール

テーマ：テーマ：北区における当事者の社会参加支援を考える
～40 歳から 65 歳の中途障害者を対象に～

【講演】19:00～19:30 北区立障害者福祉センターの取り組み

北区立障害者福祉センター 木之瀬淳子 氏

【グループワーク】19:30～20:20 アドバイスサークル

【提起】20:20～20:50 北区リハネット社会参加委員会の立ち上げ

～当委員会の目指すもの～

王子訪問看護ステーション PT 矢口拓宇

今回、社会参加支援委員会の初の研修会を行いました。講義とグループワークで、大変有意義な勉強会となりました。グループワークは個々の悩んでいること、やりたいことに対して周囲から意見がもらえ、最後は応援してもらえという内容です。参加者の皆さんにとって新鮮なワークショップであったようです。アンケートからは、「障害者支援センターの事業のことが聞けてよかった」「実際に北区内で使える施設のことがわかる貴重な機会だった」「とてもあたたかいグループワークでした」といった意見がよせられた。社会参加支援委員会には 4 名の方が名乗りを挙げてくれ、今後の活動を大きくできる希望のもてる研修会となりました。

平成 27 年度第 1 回当事者交流会

日時 平成 28 年 2 月 7 日（日） 10:30～13:30

場所 滝野川会館 401 会議室（食事会場：会館内レストラン けやき）

参加費 1500 円（ランチ代込み） 同伴の方はランチ代のみ。

対象者 リハビリに取り組む 40～60 歳代の方。

【相互支援・交流会】10:30～12:00

【食事会】12:00～13:30

卓球バレーのレクリエーションで盛り上がった後、リハビリや病気の体験についてお互いの状況を伝えあいました。「死にたいと思った」など苦しかった心境を共有することで、お互いの傷を癒しあうピアサポートができたように思います。「努力はうそをつきません！」と前向きな発言もあり、温かな雰囲気にもまれた会となりました。

平成 27 年度第 2 回北区リハネット社会参加支援委員会

日時：平成 28 年 3 月 9 日（水）19:00～20:30

場所：東十条ふれあい館 3 階 第 1 ホール A

テーマ：福田彰氏インタビュー

～実践者が語るハイレベルな社会参加事例～

【インタビュー】プロフィール紹介、活動紹介、質疑応答

講師：福田彰 氏

報告

今回は、福田彰さんをお招きしてインタビューとレクリエーションの実演を行いました。自身のご病気になられた経緯から現在行っている活動について語っていただきました。右片麻痺、失語症がありながらも、現在ではスポーツセンターでのボランティア、ラクロスサークルの立ち上げや土曜会という当事者グループ活動を3つ展開し、さらに後進の指導もされています。行政のバリアフリー会議に参加したり、企業とタイアップして新商品の開発にも携わっています。積極的に社会参加をする福田さんですが、「やる気がでなくてどんづまってしまった時期もあった」と話されていました。受け入れられるまで5年はかかる、とおっしゃっていました。改めて、障害需要を長期的な目でとらえる必要があることを感じました。しかし、その先にはこのように自身のQOLだけでなく、社会に大きな影響を与える人になる可能性もあるという、希望を見出すことができる勉強会となりました。卓球バレーの実演では、東京都障害者総合スポーツセンター山川さんのハンドリングがみごとで、楽しく親睦も深まりました。

(報告者) 矢口拓宇

2016年度社会参加支援委員会 年間計画(案)	
4月	当事者交流会(お花見会)4/3
5月	
6月	当事者交流会(フラワーアレンジメント)6/26
7月	
8月	当事者交流会
9月	研修会
10月	当事者交流会(温泉旅行)
11月	
12月	リハビリ発表会
1月	研修会
2月	当事者交流会
3月	

東京都北区介護保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都北区介護保険条例(平成12年3月北区条例第12号。以下「条例」という。)第14条から第16条及び同施行規則(平成12年3月北区規則第26号。以下「規則」という。)第44条から第46条に定めるもののほか、東京都北区介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、条例第14条の規定による設置目的を達成するため、主として次に掲げる事項について審議する。

- (1)介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2)介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価を行い、状況に応じて区長に助言・勧告等を行うこと。
- (3)苦情相談に関する整理・分析を行い、苦情の再発防止や事業者全体のサービスの質の向上を促すこと。
- (4)その他介護保険事業の円滑な運営を図るために区長が必要とする事項

会議詳細内容

インターネット「東京都北区介護保険運営協議会 議事録」を参照下さい。

任意団体 北区在宅ケアネット創設と今年度の活動について

1 設立の背景

北区では、北区行政と北区医師会の連携のもと、2012年に北区独自の地域包括ケアシステムである「高齢者あんしんセンターサポート医システム」をスタートさせた。これは、地域包括支援センターと行政、医師会が一体となって、有機的に連携し、地域包括ケアを推進するための北区独自のシステムである。具体的には、人口30万人の北区を、赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3つの行政圏域に分け、それぞれの地域に医師会が推薦し、区が委嘱した「高齢者あんしんセンターサポート医」を配置した（2013年度は4つの地域にサポート医を配置）。

ここでは、北区内にある13か所の地域包括支援センターに持ち込まれた相談のうち、医療的な判断が必要な問題をサポート医に相談し、協力して解決にあたるというシステムであり、地域包括支援センターの機能を高めることに寄与している。

また、北区は、2012年に医師会をはじめ、地域包括、訪問看護、歯科、薬剤師、ケアマネ、リハビリ、包括代表など区内の関係諸団体の代表からなる在宅介護・医療連携推進会議を発足させ、今後の地域連携をすすめるための諸課題を議論・整理してきた。

さらに、2012年度に北区医師会主催で「在宅医療・介護推進のための講演会」を企画し、白髭豊先生、山本拓真先生、辻哲夫先生、新田國夫先生の講演会を開催した。

これらの活動の中から、多職種連携や地域連携を推進していこうと言う機運が高まり、北区行政や医師会のこのような活動を地域の専門職が自ら主体的に支援し、現場レベルでより発展した活動にしていくために、任意団体「北区ケアネット」を創設することが提案された。

2 会の目的

本会は、北区および北区医師会の推進する地域連携・多職種連携を支援し、北区内の医療や介護を担う多職種が参加できる研修プログラムを実施し、多職種間での学びあいと顔の見える連携を推進し、北区での地域医療と在宅ケアの発展に貢献することを目的とする。

3 会の組織

参加団体

- ・北区医師会・滝野川歯科医師会・北歯科医師会・北区薬剤師会
- ・訪問看護 ST 連絡協議会・行政・地域包括・北区ケアマネの会
- ・サービス提供責任者の会・北区リハビリネット
- ・ソーシャルワーカー連絡協議会・事務局

4 今年度の活動

多職種研修会(年1回/2日間実施)

H28/10/16(日)と H28/12/11(日)実施予定

顔の見える連携会議(年2回/各3圏域)

H28/8 と H29/2 実施予定

東京都北区在宅介護医療連携推進会議設置要綱

23北健高第2488号

平成24年3月30日区長決裁

(設置目的)

第1条 高齢者が在宅で安心して療養できる体制の構築に向け、医療・介護・保健・福祉の関係者が連携した取り組みの方向性を検討するとともに、関係者相互の情報共有、連絡調整及び困難ケースの対応解決策の協議を行い、在宅療養支援を推進することを目的に東京都北区在宅介護医療連携推進会議(以下「連携推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療依存度の高い要介護高齢者が在宅療養を行うための医療と介護の連携の在り方の検討
- (2) 医療と介護との連携が困難な課題の対応解決策の協議
- (3) 連携事業の評価基準の検討
- (4) 認知症疾患医療・介護推進の検討
- (5) 在宅療養資源についての分析検討
- (6) 摂食えん下機能支援推進の検討
- (7) 医療関係者及び介護関係者相互の連絡調整と情報共有
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成)

第3条 連携推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中に委員の交代があるときは、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 連携推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集等)

第6条 連携推進会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 連携推進会議に、第2条に掲げる事項について詳細に検討をするため、次の部会を置くことができる。

- (1) 連携事業評価部会
 - (2) 認知症疾患医療・介護推進部会
 - (3) 在宅療養資源検討部会
 - (4) 摂食えん下機能支援推進部会
- 2 部会は、委員長が指名する者で構成する。

平成 27 年度検討部会の設置

平成 27 年度については、平成 26 年度の検討結果を踏まえて、以下の部会を設置いたしたい。

会議の実施については、非公開といたしたい。

- 1 連携事業評価検討部会（新規）
介護医療連携共通シートの導入や在宅療養相談窓口、在宅療養協力支援病床確保事業等を含めての連携事業評価の方法について検討する。
2 回程度
- 2 在宅療養資源検討部会（新規）
医療社会資源調査の結果を基に、今後需要の増加が見込まれる在宅療養に関する環境整備について、第 7 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の改定にむけて、検討する。
3 回程度
- 3 認知症疾患医療介護推進部会（継続・3 年目）
平成 25 年度の課題の共有化を踏まえて、第 6 期介護保険事業計画に位置付けた「認知症ケアパス」「初期集中支援チームについて」等、検討を行う。
3 回程度
- 4 摂食えん下機能支援推進部会（継続・2 年目）
平成 25 年度に、北区医師会多職種連携推進委員会からの提案された摂食えん下機能評価について、評価医養成研修を中心としながら、区における摂食・えん下機能を支援する仕組みづくりの検討を引き続き行う。
平成 26 年度は、3 回検討会を実施した。その検討内容を踏まえて介護関係者用のチェックリストの検討を行った。
3 回程度